

労災保険給付 遺族（補償）等給付

遺族（補償）等年金の受給権者・受給順位

順位	労働者の死亡当時、労働者の収入によって生計を維持していた	備 考
1	妻（事実婚含む） 60歳以上の夫（事実婚含む）	一定障害（*）にある場合は、年齢要件不問 *障害等級第5級以上の障害状態にある等
2	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	
3	60歳以上の父母	
4	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	
5	60歳以上の祖父母	
6	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある兄弟姉妹、または60歳以上の兄弟姉妹	
7	55歳以上60歳未満の夫	60歳に達するまで支給停止（若年停止）
8	55歳以上60歳未満の父母	
9	55歳以上60歳未満の祖父母	
10	55歳以上60歳未満の兄弟姉妹	

遺族（補償）等年金および特別支給金の額

遺族の数	遺族（補償）等年金	特別支給金	
		遺族特別支給金	遺族特別年金
1人	給付基礎日額の153日分 *55歳以上または一定障害にある妻の場合は、175日分		算定基礎日額の153日分 *55歳以上または一定障害にある妻の場合は、175日分
2人	給付基礎日額の201日分		算定基礎日額の201日分
3人	給付基礎日額の223日分		算定基礎日額の223日分
4人以上	給付基礎日額の245日分		算定基礎日額の245日分

*給付基礎日額は、労働基準法第12条の平均賃金に相当する額である。
 *算定基礎日額は、次の①～③のうち最も低い額を365で除して得た額である。
 ①負傷または発病の日以前1年間に、労働者に対して支払われた特別給与（3か月を超える期間ごとに支払われる賃金）の総額（算定基礎日額）
 ②給付基礎日額に365を乗じて得た額の20%相当額
 ③150万円
 *複数事業労働者の給付基礎日額および算定基礎日額は、原則として就業先ごとに計算した額の合算額となる。

遺族（補償）等一時金の受給権者・受給順位

順位	労働者の死亡当時	備 考
1	配偶者（事実婚含む）	
2	労働者の収入によって生計を維持していた子	同順位者が2人以上いる場合は、それぞれ受給権者となる。
3	労働者の収入によって生計を維持していた父母	
4	労働者の収入によって生計を維持していた孫	
5	労働者の収入によって生計を維持していた祖父母	
6	（順位2）に該当しない子	
7	（順位3）に該当しない父母	
8	（順位4）に該当しない孫	
9	（順位5）に該当しない祖父母	
10	兄弟姉妹	

遺族（補償）等一時金および特別支給金の額

労働者の死亡当時、遺族（補償）等年金を受ける遺族がない	遺族（補償）等一時金：給付基礎日額の1000日分 遺族特別支給金：300万円 遺族特別一時金：算定基礎日額の1000日分
遺族（補償）等年金の受給権者がすべて失権した場合で、受給権者であった遺族の全員に対して支払われた年金額と遺族（補償）等年金前払一時金の合計額が、給付基礎日額の1000日分に満たない	遺族（補償）等一時金 給付基礎日額の1000日分から、すでに支給された遺族（補償）等年金等の合計額を差し引いた額 遺族特別一時金 算定基礎日額の1000日分から、すでに支給された遺族特別年金の合計額を差し引いた額

*給付基礎日額および算定基礎日額は、「遺族（補償）等年金および特別支給金の額」のときと同じ。

遺族（補償）等年金前払一時金の内容

- 遺族（補償）等年金の受給権者は、請求により1回限り年金の前払いを受けることができる。若年停止により年金の支給が停止されている場合でも、前払いを受けることが可能。
- 給付基礎日額の200日分／400日分／600日分／800日分／1000日分のうちから選択して請求する。
- 前払一時金が支給されると、遺族（補償）等年金は、各月分（1年経過後の分は法定利率で割り引いた額）の合計額が、前払一時金の額に達するまで、支給停止される。

遺族（補償）等給付の請求

区分	請求書	提出先	
遺族（補償）等年金	業務災害 複数業務要因災害	遺族補償年金・複数事業労働者 遺族年金支給請求書 (様式第12号)	所轄労働基準監督署
	通勤災害	遺族年金支給請求書 (様式第16号の8)	
遺族（補償）等一時金	業務災害 複数業務要因災害	遺族補償一時金・複数事業労働者 遺族一時金支給請求書 (様式第15号)	所轄労働基準監督署
	通勤災害	遺族一時金支給請求書 (様式第16号の9)	
遺族（補償）等年金前払一時金	共通	遺族補償年金・遺族年金前払一時金請求書 (年金申請様式第1号)	

葬祭料等（葬祭給付）の内容

- 労働者が業務上または通勤により死亡したとき、葬祭を行う者（通常は、遺族）が請求する。
- 支給額は、315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額（この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分）である。
- 請求方法
遺族（補償）等給付とあわせて請求することもある。
<業務災害・複数業務要因災害>
葬祭料または複数事業労働者葬祭給付請求書（様式第16号）を、所轄労働基準監督署に提出
<通勤災害>
葬祭給付請求書（様式第16号の10）を、所轄労働基準監督署に提出

* 給付基礎日額は、労働基準法第12条の平均賃金に相当する額である。

* 複数事業労働者の給付基礎日額および算定基礎日額は、原則として、就業先ごとに計算した額の合算額となる。